

議案第三十四号

杉並区化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十七年六月六日

提出者

杉並区長

山

田

宏

杉並区化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
杉並区化製場等に関する法律施行条例（平成十二年杉並区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

商業登記法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(化製場等の設置の許可)</p> <p>第三条 化製場等(化製場、死亡獣畜取扱場及び法第八条の規定による施設をいう。以下同じ。)を設けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し、区長の許可を受けなければならない。</p> <p>一 申請者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し)</p> <p>二 七 略</p>	<p>(化製場等の設置の許可)</p> <p>第三条 化製場等(化製場、死亡獣畜取扱場及び法第八条の規定による施設をいう。以下同じ。)を設けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し、区長の許可を受けなければならない。</p> <p>一 申請者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに登記簿謄本及び定款又は寄附行為の写し)</p> <p>二 七 略</p>